

## 組合員資格得喪通知書 (土地の異動通知)

川島町土地改良区理事長様			通知年月日		令和 年 月 日							
下記事項により組合員資格が得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。			(A) 取得組合員 (新資格者)		住所							
					フリガナ							
氏名	印											
生年月日	昭・平・令 年 月 日生											
得喪の原因 (○で囲む)	1 耕作権異動(貸借・返還)				電話番号							
	2 所有権異動(売買・交換・相続)											
	3 その他 ( )											
資格得喪の 年月日		年 月 日		(B) 喪失組合員 (旧資格者)		住所						
						氏名	印					
土地 の 所 在	大 字	字	地 番	地 目	地 積	備 考						
					m <sup>2</sup>							
					m <sup>2</sup>							
					m <sup>2</sup>							
					m <sup>2</sup>							
					m <sup>2</sup>							
					m <sup>2</sup>							
注 意	1. 台帳面積のうち一部を異動する場合は、備考欄に異動前の台帳面積を記入してください。 2. 一筆の土地に対し何人にも異動する場合は、備考欄に記入押印してください。				処	組合員番号	経常	北事	南事	北運	南運	備考
					(A)							
					(B)							

(別紙)

土地の所在	大字	字	地番	地目	地積	備考						
						m <sup>2</sup>						
						m <sup>2</sup>						
						m <sup>2</sup>						
						m <sup>2</sup>						
						m <sup>2</sup>						
						m <sup>2</sup>						
						m <sup>2</sup>						
						m <sup>2</sup>						
						m <sup>2</sup>						
						m <sup>2</sup>						
						m <sup>2</sup>						
	注意	1. 台帳面積のうち一部を異動する場合は、備考欄に異動前の台帳面積を記入してください。 2. 一筆の土地に対し何人にも異動する場合は、備考欄に記入押印してください。				処理	組合員番号	経常	北事	南事	北運	南運
(A)												
(B)												

# 記入例

郵送は、投函する日にしてください。

## 組合員資格得喪通知書 (土地の異動通知)

川島町土地改良区 理事長 様		通知年月日		令和 年 月 日		4								
下記事項により組合員資格が得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。		(A) 取得組合員 (新資格者)		住所	川島町大字白井沼99-1			5						
得喪の原因 1. 耕作権異動(貸借・返還) (○で囲む) 2. 所有権異動(売買・交換・相続) 3. その他 ( )				フリガナ										
資格得喪の年月日		令和 年 月 日		氏名	川島一郎 印			6						
				生年月日	昭平 令和3年1月1日生									
土地の所在		(B) 喪失組合員 (旧資格者)		住所	川島町大字白井沼99-1			6						
				氏名	川島太郎 印									
土地の所在		大字	字	地番	地目	地積	備考							
		白井沼	下沖田	100-1	田	991 m <sup>2</sup>	死亡の場合、押印不要です。							
		原因があった日を記入してください。												
		口座振替は、農協か埼玉県信用金庫の窓口にある依頼書で変更できます。												
注意		1. 台帳面積のうち一部を異動する場合は、備考欄に異動前の台帳面積を記入してください。				処		組合員番号	経常	北事	南事	北運	南運	備考
		2. 一筆の土地に対し何人にも異動する場合は、備考欄に記入押印してください。				理		(A)						
								(B)						

# 組合員資格得喪通知書の記入方法

## ①得喪の原因

### 1. 耕作権異動

- ・ 自作の所有者が耕作者へ貸したら、「貸借」に○、耕作者が所有者へ返したら「返還」に○をしてください。
- ・ 以前に貸していた農用地を他の耕作者へ貸したら、以前の耕作者が「返還」したと、新たな耕作者へ「貸借」したことを別々に通知してください。

### 2. 所有権異動

- ・ 登記の所有権が移ったら、売買、交換、相続のいずれかに○をしてください。
- ・ 貸付していた農用地を売ったら、以前の耕作者から「1. 耕作権異動(返還)」したことも別に通知してください。

### 3. その他

- ・ 贈与、時効取得等で所有権が異動したら、( )に理由を記入してください。

## ②資格得喪の年月日

- ・ 登記等により実際に権利が異動した日を記入してください。
- ・ 基準日4月1日を過ぎたら、翌年度から異動します。
- ・ 基準日前でも今年度から異動しますので、前年度までさかのぼれません。

## ③土地の所在

- ・ 記入する前に農用地が、土地改良区の組合地となっているか事務局に確認してください。
- ・ 相続等で全部の組合地を異動した場合、「全筆」と記入してもよいです。
- ・ 一筆のうち一部分を異動したら、備考欄に異動前の面積を記入してください。
- ・ 共有地は、備考欄へ代表者以外の氏名と住所を記入してください。

## ④通知年月日

- ・ 郵送する場合は、ポストに投函する日にしてください。

## ⑤取得組合員(新資格者)

- ・ 新たな耕作者または所有者が、自筆で記入して押印してください。

## ⑥喪失組合員(旧資格者)

- ・ 以前の耕作者または所有者が、自筆で記入して押印してください。
- ・ 死去の場合、押印は不要です。

※注意：喪失組合員が賦課金を滞納していたら、取得組合員が異動する面積分の未納賦課金を納めることになります。

[問い合わせ先]  
川島町土地改良区事務局  
TEL049-297-6767